

保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

オミクロン株 BA.5 系統への置き換わりが進むなかにおける 保育所等における新型コロナウイルス感染症発生時の対応の変更について

日頃より本市の保育・教育に御協力くださり、誠にありがとうございます。

7月23日付通知にて、濃厚接触者の待機期間短縮についてお知らせしたところです。

令和4年7月22日付厚生労働省事務連絡によると、「オミクロン株については、感染・伝播性やその倍加速度が高い一方、重症化率は低い可能性が示唆されるなど、その特徴が徐々に明らかになって」きたとされています。

近日、新型コロナウイルス感染症の感染者数が急増する一方、重症者数が抑えられている状況を踏まえ、社会経済活動との両立を図るため、同事務連絡に基づき、保健所と改めて濃厚接触者の特定について協議をした結果、保育所等で新型コロナウイルス感染者が確認された場合の対応について、次の通り変更したのでお知らせいたします。

1 対応の変更点について

(1) 保育所等での濃厚接触者の特定の終了について

施設の園児・職員に新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した場合でも、施設による濃厚接触者の特定を取りやめます。仮に同じクラスに感染者が確認された場合でも、体調が良好であれば、感染者や家庭等での濃厚接触者となっていないお子様については登園が可能となります。

これまでも御協力いただいていることではありますが、保護者の皆様におかれましては、お子様の体調に普段と異なる様子が見られる場合には、保育所等をお休みし、必要に応じて、かかりつけ医を受診するなど、感染拡大防止に引き続き御協力いただきますようお願いいたします。

※ 既に保育所等で濃厚接触者として特定された園児については、従来通りの取り扱いが原則となりますが、無症状の場合に限り、保護者からの申出があれば登園可能としています。

※ 家庭内での濃厚接触者となった場合の対応については、下記HPをご確認ください。

横浜市 HP 「【新型コロナウイルス感染症】医療機関で「新型コロナウイルス感染症」と診断された方へ」



神奈川県 HP 「濃厚接触者である同居家族等の待機期間について」



(2) 乳幼児の濃厚接触者の待機期間について

7月23日付の通知にて、「濃厚接触者に特定されている場合において、待機期間の2日目、3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性が確認できれば、3日目で待機を解除することができる」旨をお知らせしましたが、この対応については7月25日の国説明会において、乳幼児は対象外とする説明がありました。そのため、乳幼児の濃厚接触者の待機期間については一律5日間となります。

【担当】 こども青少年局保育・教育運営課

電話 671-3564